

## 厚生環境常任委員会関係

## 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一 (この条例の失効)	1 一略一 (この条例の失効)
2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (処分の特例)	2 この条例は、 <u>令和12年6月30日</u> 限り、その効力を失う。 (処分の特例)
3 <u>令和5年度</u> に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。	3 <u>令和6年度</u> に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(228) ー略ー</p> <p><u>(228)の2 社会 認定特定 1,000円</u>  <u>福祉士及び介護 行為業務</u>  <u>福祉士法（昭和 従事者認</u>  <u>62年法律第30 定証交付</u>  <u>号）附則第11条 手数料</u>  <u>第1項又は介護</u>  <u>サービスの基盤</u>  <u>強化のための介</u>  <u>護保険法等の一</u>  <u>部を改正する法</u>  <u>律（平成23年法</u>  <u>律第72号）附則</u>  <u>第14条第2項の</u>  <u>規定に基づく認</u>  <u>定特定行為業務</u>  <u>従事者認定証の</u>  <u>交付</u></p> <p><u>(228)の2の2 認定特定 900円</u>  <u>社会福祉士及び 行為業務</u>  <u>介護福祉士法附 従事者認</u>  <u>則第11条第1項 定証書換</u>  <u>の規定に基づく え交付手</u>  <u>認定特定行為業 数料</u>  <u>務従事者認定証</u>  <u>の書換え交付</u></p> <p><u>(228)の2の3 認定特定 900円</u>  <u>社会福祉士及び 行為業務</u>  <u>介護福祉士法附 従事者認</u>  <u>則第11条第1項 定証再交</u>  <u>又は介護サービ 付手数料</u>  <u>スの基盤強化の</u>  <u>ための介護保険</u>  <u>法等の一部を改</u>  <u>正する法律（平</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(228) ー略ー</p> <p><u>(228)の2から(228)の2の6まで 削</u>  <u>除</u></p>

成23年法律第72号) 附則第14条  
第2項の規定に  
基づく認定特定  
行為業務従事者  
認定証の再交付  
(228)の2の4 登録研修 7,900円  
社会福祉士及び機関登録  
介護福祉士法附 申請手数  
則第13条の規定 料  
に基づく登録研  
修機関の登録の  
申請に対する審  
査  
(228)の2の5 登録研修 4,500円  
社会福祉士及び機関登録  
介護福祉士法附 更新申請  
則第16条第1項 手数料  
の規定に基づく  
登録研修機関の  
登録の更新の申  
請に対する審査  
(228)の2の6 登録特定 4,200円  
社会福祉士及び行為事業 (特定行  
介護福祉士法附 者登録申 為の変更  
則第27条第1項 請手数料 に係るも  
の規定に基づく のにあっ  
登録特定行為事 ては、  
業者の登録の申 3,900円)  
請に対する審査  
(228)の2の7 介護支援 8,800円  
介護保険法(平 専門員実  
成9年法律第 務研修受  
123号)第69条の講試験手  
2第1項の規定 数料  
に基づく介護支  
援専門員実務研  
修受講試験の実  
施

(228)の2の7 介護支援 10,300円  
介護保険法(平 専門員実  
成9年法律第 務研修受  
123号)第69条の講試験手  
2第1項の規定 数料  
に基づく介護支  
援専門員実務研  
修受講試験の実  
施

## 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表			別表		
1 及び 2 一略一			1 及び 2 一略一		
3 排水基準			3 一略一		
項 目	施 設	許容限度	項 目	施 設	許容限度
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
大腸菌群数 (単位1立方 センチメー トルにつき 個)	前項第1号から 第75号まで に掲げる施 設	日間平均 <u>3,000</u>	大腸菌数 (単位1ミ リットルに つきコロ ニー形成 単位)	前項第1号 から第75 号までに 掲げる施 設	日間平均 <u>800</u>
備考 一略一			備考 一略一		

## 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p align="center"><u>山形県子育て基本条例</u></p>	<p align="center"><u>山形県こども・子育て基本条例</u></p>
目次	目次
前文	前文
第1章 一略一	第1章 一略一
第2章 基本的施策（第12条— <u>第19条</u> ）	第2章 基本的施策（第12条— <u>第21条</u> ）
附則	附則
<p>「<u>子ども</u>」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の<u>子どもが</u>、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して<u>子ども</u>を生み、育てることができることは、県民の願いである。</p>	<p>「<u>こども</u>」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の<u>こどもが</u>、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して<u>こども</u>を生み、育てることができることは、県民の願いである。</p>
<p>しかしながら、<u>家族形態が多様化している中で</u>、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。</p>	<p>しかしながら、<u>近年、こどもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化及び複雑化しており、そのことによって、こどもを生むことへの不安や子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状である。</u>特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題となっている。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。</p>
<p>今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う<u>子どもたち</u>を安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。</p>	<p>今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う<u>こどもたち</u>を安心して生み、育てる環境を整備するとともに、<u>こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるよう、社会全体でこどもの成長を支える取組を推進することである。</u>これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。</p>
<p>幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれる<u>など</u>、子育てにとって恵まれた環境がある。</p>	<p>幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれる<u>など</u>、<u>こどもの健やかな成長や子育てにとって恵まれた環境がある。</u></p>
<p>これらの<u>子育てに適した環境</u>を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に<u>連携し</u>、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、<u>総ぐるみ</u>で支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。</p>	<p>これらの環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に<u>連携し</u>、<u>こどもの健やかな成長を支える取組を推進するとともに</u>、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、<u>こどもを生み、育てる者を総ぐるみ</u>で支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。</p>
そのためには、県民一人一人ができることか	そのためには、県民一人一人ができることか

ら、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する  
応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切にしてい  
け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい  
風土となって親から子へと受け継がれていく。こ  
れにより、自然と人間との調和を図りながら、多  
彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に  
生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに  
成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形  
県」と実感できる社会を実現することを目指し  
て、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策に  
関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事  
業者の責務又は役割を明らかにするとともに、  
施策の基本となる事項を定めることにより、  
県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援  
に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・  
少子化対策を推進し、もって県民が安心して子  
どもを生み、育てることができる社会の実現に  
寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化  
対策」とは、子どもを生み、育てる者の負担の  
軽減その他の県民が安心して子どもを生み、育  
てることができる環境の整備のための県、市町  
村、県民、事業者その他子育ての支援に関する  
取組を行う者の取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、次に掲げ  
る事項を旨として、行われなければならない。  
い。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益  
を考慮すること。

ら、こどもやこどもを生み、育てる家庭に対する  
応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切にしてい  
け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい  
風土となって親から子へと受け継がれていく。こ  
れにより、自然と人間との調和を図りながら、多  
彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に  
生まれ、育つすべてのこどもが健やかに心豊かに  
成長するとともに、誰もが「こどもが笑顔の山形  
県」、「子育てするなら山形県」と実感できる社  
会を実現することを目指して、この条例を制定す  
る。

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育て支援及び少  
子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保  
護者及び事業者の責務又は役割を明らかにする  
とともに、施策の基本となる事項を定めること  
により、県、市町村、県民、事業者その他こど  
も及び子育ての支援に関する取組を行う者総ぐ  
るみでこども・子育て支援及び少子化対策を推  
進し、もって県民が安心してこどもを生み、育  
てることができ、かつ、こどもが社会の一員と  
して健やかに成長し、将来自立したおとなとな  
ることができる社会の実現に寄与することを目  
的とする。

(定義及び取組の対象)

第2条 この条例において「こども・子育て支援  
及び少子化対策」とは、こどもを生み、育てる  
者の負担の軽減その他の県民が安心してこども  
を生み、育てることができ、かつ、こどもが社  
会の一員として健やかに成長し、将来自立した  
おとなとなることができるような環境の整備の  
ための県、市町村、県民、事業者その他こども  
及び子育ての支援に関する取組を行う者の取組  
をいう。

2 この条例において「こども」とは、心身の発達  
の過程にある者をいい、こども・子育て支援及  
び少子化対策の対象となるこどもの範囲は、取  
組ごとに定めるものとする。

(基本理念)

第3条 こども・子育て支援及び少子化対策は、  
次に掲げる事項を旨として、行われなければな  
らない。

- (1) こどもの権利を尊重し、その最善の利益  
を優先して考慮すること。

(2) 一略一

(3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。

(4) 一略一

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、計画を策定するに当たっては、子育

(2) 一略一

(3) 県、市町村、県民、事業者その他こども及び子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。

(4) 一略一

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、こども・子育て支援及び少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、こども・子育て支援及び少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施するこども・子育て支援及び少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用したこどもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、こども・子育て支援及び少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭がこどもを育てる基盤であることを認識し、こどもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こどもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施するこども・子育て支援及び少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 知事は、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、計画を策定するに当たっては、こど



てするなら山形県推進協議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 一略一

(連携体制)

第9条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(社会的気運の醸成)

第12条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもを生み、育てる者の負担軽減)

第13条 県は、子どもを生み、育てる者の負担を軽減するため、子どもを生み、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(子ども及び子どもを生み、育てる者の健康増進)

第14条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他の子ども及び子どもを生み、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の支援)

第15条 県は、子どもを生み、育てる者が充実し

も・子育て笑顔の山形県推進協議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 一略一

(連携体制)

第9条 県は、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他こども及び子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 県は、毎年度、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(こどもの意見の尊重)

第12条 県は、こどもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見をこども・子育て支援及び少子化対策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(社会的気運の醸成)

第13条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚、こども及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもを生み、育てる者の負担軽減)

第14条 県は、こどもを生み、育てる者の負担を軽減するため、こどもを生み、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(こども及びこどもを生み、育てる者の健康増進)

第15条 県は、県民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他のこども及びこどもを生み、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の支援)

第16条 県は、こどもを生み、育てる者が充実し

た職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安心して生活を送ることができる環境の整備)

第16条 県は、子ども及び子どもを生み、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他の子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

(若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備)

第17条 県は、子どもを生み、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を發揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民運動)

第18条 県は、子育て支援・少子化対策が、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第19条 一略一

た職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、こどもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安心して生活を送ることができる環境の整備)

第17条 県は、こども及びこどもを生み、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、多様な居場所づくり及び居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他のこども及びこどもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

(若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備)

第18条 県は、こどもを生み、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を發揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(困難を有するこどもへの支援等)

第19条 県は、虐待その他のこどもの健全な成長を阻害する行為を防止するとともに、貧困その他の社会生活を送る上での困難を有するこどもが健全に成長することができるよう、虐待等の防止等に関する県民の理解を深めるための情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民運動)

第20条 県は、こども・子育て支援及び少子化対策が、市町村、県民、事業者その他こども及び子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第21条 一略一

附則第2項関係 (山形県青少年健全育成条例の一部改正)

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章 一略一	第1章 一略一
第1章の2 健全育成に関する基本的施策 (第6条の5— <u>第6条の9</u> )	第1章の2 健全育成に関する基本的施策 (第6条の5— <u>第6条の8</u> )
第2章～第5章 一略一	第2章～第5章 一略一
附則	附則

(基本計画の策定)

第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関 (削る)

する施策を総合的かつ計画的に推進するため、  
青少年の健全な育成に関する基本計画(以下「基  
本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、  
県民の意見を反映させるために必要な措置を講  
ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、  
山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くもの  
とする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、  
これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準  
用する。

第6条の8 一略一

第6条の9 一略一

第6条の7 一略一

第6条の8 一略一

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>子育てするなら山形県推進協議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに<u>山形県子育て基本条例</u>（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、<u>子育てするなら山形県推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、法及び認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、<u>子育て支援・少子化対策</u>（<u>山形県子育て基本条例</u>第2条に規定する<u>子育て支援・少子化対策</u>をいう。）に関する施策に関し<u>必要な事項</u>を調査審議する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>こども・子育て笑顔の山形県推進協議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに<u>山形県こども・子育て基本条例</u>（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、<u>こども・子育て笑顔の山形県推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、法及び認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、<u>こども・子育て支援及び少子化対策</u>（<u>山形県こども・子育て基本条例</u>第2条に規定する<u>こども・子育て支援及び少子化対策</u>をいう。）に関する施策に関し<u>必要な事項</u>その他知事が必要と認める事項を調査審議する。</p>

附則第2項関係（山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案												
<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第4条</td> <td style="width: 35%;">山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例</td> <td style="width: 50%;">子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山</td> </tr> </table>	一略一			第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例	子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山	<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第4条</td> <td style="width: 35%;">山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例</td> <td style="width: 50%;">こども・子育て笑顔の山形県推進協議会（こども・子</td> </tr> </table>	一略一			第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例	こども・子育て笑顔の山形県推進協議会（こども・子
一略一													
第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例	子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山											
一略一													
第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例	こども・子育て笑顔の山形県推進協議会（こども・子											

(平成12年3月県条例第17号) 第1条に規定する山形県社会福祉審議会をいう。)	形県推進協議会条例 (平成25年7月県条例第41号) 第1条に規定する子育てするなら山形県推進協議会をいう。)
—略—	—略—
—略—	

(平成12年3月県条例第17号) 第1条に規定する山形県社会福祉審議会をいう。)	育て笑顔の山形県推進協議会条例 (平成25年7月県条例第41号) 第1条に規定するこども・子育て笑顔の山形県推進協議会をいう。)
—略—	—略—
—略—	

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表			別表		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
学習室	1 室 1 時間 当たり	<u>600円</u>	学習室	1 室 1 時間 当たり	<u>640円</u>
保育設備付き 学習室	1 室 1 時間 当たり	<u>250円</u>	保育設備付き 学習室	1 室 1 時間 当たり	<u>270円</u>
備考 1～4 一略一			備考 1～4 一略一		

## 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(医療費指数反映係数)</p> <p>第4条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、<u>1</u>を標準として、知事が法第4条第3項に規定する国民健康保険の保険料（以下「保険料」という。）の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。</p> <p>(年齢調整後医療費指数)</p>	<p>(医療費指数反映係数)</p> <p>第4条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、<u>0以上1以下の範囲内</u>で、知事が法第4条第3項に規定する国民健康保険の保険料（以下「保険料」という。）の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。</p> <p>(年齢調整後医療費指数)</p>
<p>第5条 一略一</p> <p>2 算定政令第9条第4項第3号イ(1)に規定する区域内市町村群において共同して負担する部分は、被保険者に係る法の規定に基づく療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が<u>80万円</u>以上であるものの<u>80万円</u>を超える部分とする。</p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 算定政令第9条第4項第3号イ(1)に規定する区域内市町村群において共同して負担する部分は、被保険者に係る法の規定に基づく療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が<u>90万円</u>以上であるものの<u>90万円</u>を超える部分とする。</p>

## 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、視聴覚障害者情報提供施設として<u>山形県立点字図書館</u>（以下「<u>点字図書館</u>」という。）を山形市に置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、視聴覚障害者情報提供施設として<u>山形県視覚障がい者情報センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を山形市に置く。</p>
<p>(指定管理者)</p> <p>第2条 <u>点字図書館</u>の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第2条 <u>センター</u>の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。</p>
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第3条 指定管理者は、<u>点字図書館</u>の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。</p>	<p>第3条 指定管理者は、<u>センター</u>の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。</p>
<p>(1) <u>点字図書館</u>の開館時間は、午前9時から午後5時までとすること。</p>	<p>(1) <u>センター</u>の開館時間は、午前9時から午後5時までとすること。</p>
<p>(2) <u>点字図書館</u>の休館日は、次に掲げる日とすること。</p>	<p>(2) <u>センター</u>の休館日は、次に掲げる日とすること。</p>
<p>イ～ハ 一略一</p>	<p>イ～ハ 一略一</p>
<p>(3) 一略一</p>	<p>(3) 一略一</p>
<p>(4) その他<u>点字図書館</u>の管理上知事が必要と認める基準</p>	<p>(4) その他<u>センター</u>の管理上知事が必要と認める基準</p>
<p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にその管理する<u>点字図書館</u>を開館し、又は休館することができる。</p>	<p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にその管理する<u>センター</u>を開館し、又は休館することができる。</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1) <u>点字図書館</u>の施設等の維持管理に関する業務</p>	<p>(1) <u>センター</u>の施設等の維持管理に関する業務</p>
<p>(2) <u>点字図書館</u>の運営に関する業務</p>	<p>(2) <u>センター</u>の運営に関する業務</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>点字図書館</u>の管理に関し知事が必要と認める業務</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>センター</u>の管理に関し知事が必要と認める業務</p>



山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

## 第1条関係（山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第23条 乳児院には、小児科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 乳児院には、小児科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあつては、調理員を置かないことができる。</p>
2～7 一略一	2～7 一略一
<p>(職員)</p> <p>第39条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあつては、看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童養護施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあつては、看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童養護施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
2～6 一略一	2～6 一略一
<p>(職員)</p> <p>第45条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第45条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
2 一略一	2 一略一
<p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第8項及び第52条第5項において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託</p>	<p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第8項及び第52条第5項において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業</p>

<p>する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>4～7 一略一</p>	<p>4～7 一略一</p>
<p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>9～11 一略一 (職員)</p>	<p>9～11 一略一 (職員)</p>
<p>第52条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる児童発達支援センター及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>第52条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる児童発達支援センター及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 児童40人以下を通わせる児童発達支援センター <u>栄養士</u></p>	<p>(1) 児童40人以下を通わせる児童発達支援センター <u>栄養士又は管理栄養士</u></p>
<p>(2)～(5) 一略一</p>	<p>(2)～(5) 一略一</p>
<p>2～5 一略一 (職員)</p>	<p>2～5 一略一 (職員)</p>
<p>第58条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する児童心理治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第58条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する児童心理治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2～5 一略一 (職員)</p>	<p>2～5 一略一 (職員)</p>
<p>第62条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支</p>	<p>第62条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支</p>

援を行う者をいう。以下同じ。) 、嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童自立支援施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～6 一略一

援を行う者をいう。以下同じ。) 、嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童自立支援施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～6 一略一

第2条関係（山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第17条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第17条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

第3条関係（山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士との連携</u>を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に対するサービスの提供に支障がないと認められるものに限る。）にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士若しくは管理栄養士との連携</u>を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に対するサービスの提供に支障がないと認められるものに限る。）にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調</p>

(1)～(3) ー略ー	理員を置かないことができる。
(4) <u>栄養士</u>	(1) 施設長
(5)及び(6) ー略ー	(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u>
2 ー略ー	(5)及び(6) ー略ー
	2 ー略ー

第4条関係（山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士</u> との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の <u>栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。	第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。
(1)～(5) ー略ー	(1)～(5) ー略ー
(6) <u>栄養士</u>	(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u>
(7) ー略ー	(7) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー

第5条関係（山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の <u>栄養士</u> との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の <u>栄養士</u> を置かないことができる。	第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないことができる。
(1)～(4) ー略ー	(1)～(4) ー略ー
(5) <u>栄養士</u>	(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u>
(6)及び(7) ー略ー	(6)及び(7) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第23条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、	第23条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、

他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(4) 一略一

(5) 栄養士

(6)及び(7) 一略一

2 一略一

他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(4) 一略一

(5) 栄養士又は管理栄養士

(6)及び(7) 一略一

2 一略一

第6条関係（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(従業者)</p> <p>第96条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第85条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第96条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第85条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理</u></p>

- (1)～(3) ー略ー
- (4) 栄養士
- (5)及び(6) ー略ー
- 2及び3 ー略ー
- (従業者)

第113条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1)及び(2) ー略ー
- (3) 栄養士
- (4)及び(5) ー略ー
- 2及び3 ー略ー

第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) ー略ー
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、

- 栄養士を置かないことができる。
- (1)～(3) ー略ー
  - (4) 栄養士又は管理栄養士
  - (5)及び(6) ー略ー
  - 2及び3 ー略ー
  - (従業者)

第113条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1)及び(2) ー略ー
- (3) 栄養士又は管理栄養士
- (4)及び(5) ー略ー
- 2及び3 ー略ー

第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) ー略ー
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、

理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2及び3 一略一

理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管  
理栄養士

2及び3 一略一

第7条関係（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(従業者)</p> <p>第86条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第95条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>栄養士</u></p> <p>(5)及び(6) 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p>	<p>(従業者)</p> <p>第86条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第95条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(5)及び(6) 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p>

(従業者)

第105条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 栄養士

(4)及び(5) 一略一

2及び3 一略一

第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 一略一

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

(従業者)

第105条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4)及び(5) 一略一

2及び3 一略一

第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 一略一

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士



## 第 8 条関係（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第 7 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第 3 号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第 4 号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 及び (2) 一略一  (3) <u>栄養士</u>  (4) 及び (5) 一略一  2～4 一略一</p>	<p>第 7 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第 3 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第 4 号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 及び (2) 一略一  (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u>  (4) 及び (5) 一略一  2～4 一略一</p>

## 第 9 条関係（山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(従業者)</p> <p>第 5 条 指定福祉型障害児入所施設は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設又は主として盲ろうあ児（盲児又はろうあ児をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第 2 号の看護職員を、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第 4 号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第 5 号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 一略一  (4) <u>栄養士</u>  (5) 及び (6) 一略一  2～4 一略一</p>	<p>(従業者)</p> <p>第 5 条 指定福祉型障害児入所施設は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設又は主として盲ろうあ児（盲児又はろうあ児をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第 2 号の看護職員を、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第 4 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第 5 号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 一略一  (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u>  (5) 及び (6) 一略一  2～4 一略一</p>

## 第 10 条関係（山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 栄養士又は調理員

(4)～(6) 一略一

2及び3 一略一

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員

(4)～(6) 一略一

2及び3 一略一